

別記様式(第5条関係)

会議録

会議の名称	第12回登米市環境審議会
開催日時	平成28年2月26日(金) 午後1時30分開会、午後3時10分閉会
開催場所	登米市南方庁舎 2階 大会議室
議長(会長)の氏名	佐藤 幸一
出席者(委員)の氏名	【学識経験者】 嶋田哲郎、高橋由紀子 【関係団体】 須藤健治、佐藤 幸一 【関係行政機関】 赤坂博幸、松野 茂 【市民(公募)】 和田伸一、長埜孝喜 【市長が必要と認める者】 及川俊弘
欠席者(委員)の氏名	【関係団体】小野寺裕幸、高橋平克、鈴木洋子、佐藤律子、只野好子 【市民(公募)】 蓬田恵美子
事務局職員職氏名	市民生活部 次長 新井誠志、環境課 課長 木村達之、課長補佐兼係長 大宮兵治、課長補佐兼係長 小泉一誠、係長 白岩登世司
議題	議事 (1)第二次登米市地球温暖化対策推進計画(案)について (2)第二次登米市環境基本計画(案)について 報告 (1)平成26年度環境報告書について その他
会議結果	別添のとおり
会議経過	別添のとおり
会議資料	資料1-1 第二次登米市環境基本計画(案) 資料1-2 第二次登米市環境基本計画(案)新旧対照表 資料1-3 第二次登米市環境基本計画実施計画(案) 資料1-4 第二次登米市環境基本計画実施計画(案)新旧対照表 資料2-1 第二次登米市地球温暖化対策地域推進計画(案) 資料2-2 第二次登米市地球温暖化対策地域推進計画の構成(案) 資料3 登米市環境報告書 2014

発言者	議題・発言・結果
事務局	開会
会長	あいさつ
市民生活部 次長	あいさつ
事務局	<p>それでは議事に入る前に、登米市環境基本条例第34条第2項の規定に基づき、第二次登米市地球温暖化対策地域推進計画(案)について、市長より環境審議会に諮問させていただきます。</p> <p>(市民生活部 次長が諮問書を読み上げ、会長に手渡す)</p>
議長(会長)	それでは議事に入る。
	(1)第二次登米市地球温暖化対策地域推進計画(案)について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(資料2-1 第二次登米市地球温暖化対策地域推進計画(案)及び資料2-2 第二次登米市地球温暖化対策地域推進計画の構成(案)を説明)
議長(会長)	ただ今の事務局の説明に関して、ご質問、ご意見をお願いします。
委員	第1次計画の方が、目標4万8千トンで、震災などの影響もあって達成が難しい状況であり、第2次計画の目標は、それより約10万トン多い、14万6千トンであるが達成は可能なのか。
事務局	14万6千トンにつきましては、確かに厳しい数字とは思われるが、これをクリアしないと目標年の26パーセントの達成は難しいとの観点で、第2次計画の目標を設定させていただいており、それに向けて努力するということである。
委員	あくまで目標であることか。
事務局	そうである。
議長(会長)	なかなか難しい考え方だが、努力しかないということである。国も京都議定書の際は、削減の割り当て数字があったが、COP21後は、何も示していない。
事務局	説明漏れで、排出量の算定する基礎データであるが、第一次計画は、宮城県のデータを使用し、第二次計画は環境省が公表しているデータを使用して策定することとしている。7ページの部門別排出量の検証結果であるが宮城県のデータを使用し、9ページの新たな目標の排出量は、環境省のデータを使用しており、表の下にその旨を書いている。
委員	大変な目標だと思う。達成するために市民一人ひとりの意識の中に入らないと、また戻ってしまうことになるので、広報等や何かの機会に周知していただきたい。
事務局	計画策定後、コミュニティや法人会など、事業者、団体に配布したいと考えている。
委員	第1次計画が出た時には、割と市民の中でも、こういうことなのかと思っただが、また忘れかけて来ている。

事務局	市ホームページには掲載することになっている。
委員	ホームページを見ない人が多いので広報紙にお願いしたい。
議長(会長)	出来れば広報などでお願いしたい。
事務局	検討したい。
議長(会長)	外にいかがか。
委員	7ページの表が宮城県のデータで、9ページが環境省データで別になるのか。
事務局	先ほど説明したが、産業部門が加わったということである。宮城県の全体のデータだと、内陸部と沿岸部では、かなり誤差が出てくる。
嶋田委員	かなり変わっているが、登米市としては、どちらをデータベースに考えているのか。
事務局	新たな計画では環境省のデータである。
議長(会長)	これは、パブリックコメントをいただいて、3月末までに答申することになるのか。
事務局	パブリックコメントをいただいた後に、再度審議会を開催させていただいて、答申をお願いする。
議長(会長)	その他にいかがか。無ければ、第二次登米市地球温暖化対策地域推進計画(案)についての質疑は終わらせていただく。 次の第二次登米市環境基本計画(案)について、事務局から説明をお願いする。
事務局	(パブリックコメント結果の報告、資料1-1 第二次登米市環境基本計画(案)及び資料1-3 第二次登米市環境基本計画実施計画(案)を説明)
議長(会長)	ただ今の事務局の説明に関して、ご質問、ご意見を願います。
嶋田委員	実施計画の24ページの「教職員」であるが、教職員を特定するイメージとなることから、学校又は、学校関係者との記述でよろしいかと思う。団体をイメージするような記述に訂正がよい。
事務局	「学校」にしたいなと思っている。
委員	地球温暖化対策推進計画では、原子力発電所の文言を削除したが、環境基本計画案の16ページの原子力発電所の記述も地球温暖化対策推進計画の記述に合わせた方がよいかと思う。それから、実施計画の10ページの悪臭対策の1行目が公害防止条例の話であり、登米市は悪臭防止法の指定の権限を持っているのか。例えば、工業地域を指定しているとか。あれば記述した方がよいと思う。
事務局	そのような権限はない。
委員	実施計画の10ページから、県と連携する記述がたくさん出てくる。「県と連携する」、「県等関係機関と連携する」、「関係機関と連携する」の3つが出てくる。同じ関係機関であれば記述を同じにした方がよいと思う。11ページの「②土壌汚染の防止対策」の2行目ところ記

	<p>述を「土壌への有害物質の蓄積防止に努めます。」を「土壌汚染の防止に努めます。」にした方がよいと思う。汚染対象物資は、一般的には土壌汚染の括りに統括される。</p>
事務局	<p>訂正の方は検討させていただきたい。温暖化対策推進計画で、原子力発電所の文言を削除したのは、それを入れると火力発電が増えてCO2の排出が多くなったので原子力発電を推進しているような考え方にとられるので削除している。</p>
委員	<p>宮城県では火力発電所計画は今のところないが、2、3年後、仙台に</p>
議長(会長)	<p>外にいかがか。</p>
嶋田委員	<p>実施計画7ページ、17番環境保全型農業で文言を訂正しているが、環境保全型農業にはいろんな形態があるので、具体的にこれが環境保全型農業とわかる文言だと良いかと思う。</p>
事務局	<p>7ページ、17番を修正したのは、環境保全米に特化した記述にとられるということで、あえて大きな括りに変えている。</p>
議長(会長)	<p>あと他にいかがか。それでは、第二次登米市環境基本計画(案)の内容を一部修正し、答申することよろしいか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長(会長)	<p>ご異議がないようなので、一部を修正し答申することに決定する。</p>
事務局	<p>引き続き、答申の付帯意見の検討をお願いします。(答申の付帯意見案の説明)</p>
議長(会長)	<p>この内容でいかがか。 それでは答申書の準備を行うので、一旦、休憩を取りたいと思う。事務局に確認するが、15分位で大丈夫か。それでは、15分後にご着席いただきたい。</p>
	<p>(休憩)</p>
議長(会長)	<p>それでは、会議を再開する。答申書の準備に時間がかかっているのので、先に、次の平成26年度環境報告書について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(環境報告書の説明)</p>
議長(会長)	<p>ただ今の事務局の説明に関して、ご質問、ご意見ををお願いします。</p>
委員	<p>20ページ、環境パトロールの不法投棄処理件数が、26年度に急に件数が伸びている。何か理由でもあるのか。</p>
事務局	<p>特に理由はない。</p>
委員	<p>8ページ、率先実行計画は、市役所に関連した取り組みの成果だと思うが</p>
事務局	

議長(会長)	<p>それでは、答申書の準備が出来ましたので、市長に提出する。</p> <p>(会長が答申書を読み上げ、市民生活部長に手渡す)</p>
議長(会長)	<p>それでは、次にその他について、事務局から願する。</p>
事務局	<p>その他として、第二次登米市地球温暖化対策地域推進計画(案)への意見を願する。</p> <p>以上で、本日の環境審議会は終了させていただきます。</p>
高橋副会長	<p>閉会のあいさつ</p> <p style="text-align: right;">(閉会)</p>